

令和4年1月11日

各地（学）区社会福祉協議会 御中

広島市社会福祉協議会事務局長

新型コロナウイルス感染症への対応について（第26報）

みだしの件につきまして、この度、広島県に対するまん延防止等重点措置の適用に伴い、広島県において、1月7日（金）から1月31日（月）までの間、『まん延防止等重点措置』の適用に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中対策」の実施が決定されました。これを受けて、広島市では、1月9日（日）から1月31日（月）までの間、広島市主催のイベント等を原則として中止又は延期することとなりました。

つきましては、地（学）区社会福祉協議会の皆様におかれましても、感染拡大防止のため、1月11日（火）から1月31日（月）までの間、主催されるイベント等につきまして、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 地区社協で主催されるイベント等について

1月11日（火）から1月31日（月）までの間、地（学）区社会福祉協議会主催のイベント等（行事、会議、研修、講座等）の開催自粛（中止又は延期）、もしくは対面での接触を避ける方法（オンライン開催、書面開催）をご検討いただきますようお願いいたします。

※なお、この期間に開催する必要がある、開催日の変更が困難なものであって、やむを得ず集合して開催する場合には、参加者を少数に限定し、かつ特定し、また、「3つの密」（密集、密接、密閉）を回避できる十分なスペースで短時間とするとともに、別添の「イベント開催等における必要な感染防止策」

【別添3の別紙1】を参考に、基本的な感染防止対策（マスク着用、手洗、手指消毒、換気、飲食の制限等）を徹底した上で開催していただきますようお願いいたします。

2 地区社協で主催される不特定多数イベントについて

不特定多数イベントとは、事前予約制・チケット販売・時間指定等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等を指し、地区社協が主催されるイベント等は特定の人・限られた人数で集まるものが多く、基本的にはこの不特定多数イベントに該当することは少ないと思われます。仮に不特定多数イベントに該当するイベント等がありましたら、広島市の取扱いに準じ、1月11日（火）から1月31日（月）までの間、自粛（中止又は延期）していただきますようお願いいたします。

※なお、この期間に開催する必要がある、開催日の変更が困難なものについては、「広島県におけるイベントの開催条件」【別添3】の人数上限や収容率の適用、チェックリストの作成、公表等に従い、感染防止策を徹底した上で開催することとされていますので、ご注意ください。

【問合せ先】

（社福）広島市社会福祉協議会
地域福祉推進課 地域福祉係

TEL：264-6403

FAX：264-6413